

会 議 録

会 議 名	嵐山町子ども・子育て会議					
開 催 日 時	令和6年12月11日（水）	開 会	午後1時30分			
		閉 会	午後3時27分			
開 催 場 所	嵐山町役場 町民ホール					
会 議 次 第	1. 開 会 2. あいさつ 3. 議 題 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定について ・こどもの意見聴取集計結果 ・こども計画（素案）について (2) その他 4. 閉 会					
公開・非公開の別	公 開	傍聴者数	0 人			
非公開の理由 （非公開の場合）						
委員出欠状況	会 長	田中 恵子	出	委 員	遠藤 恵美	出
	副会長	秋葉 正幸	出	委 員	宮下 暢郎	出
	委 員	笠谷 芳子	出	委 員	柴原 来禄	欠
	委 員	松本 悦美	出	委 員	田畑 茂夫	出
	委 員	横澤紗智子	欠	委 員	吉井 大輔	欠
	委 員	安藤淳之介	欠	委 員	忍田亜由美	出
	委 員	池亀 竜行	出	委 員	新井 吉孝	欠
	委 員	池亀 聡美	出	委 員	鷹野 麻美	欠
	出席者10人 欠席者6人					
事 務 局	福祉課長 太田 直人		福祉課 小林 綾乃			
	福祉課副課長 内田 淳也					
委託事業者	(株)サーベリサーチセンター 岡田 良		(株)サーベリサーチセンター 藤記 薫			
	(株)サーベリサーチセンター 石塚 敦					

次 第	顛 末
1 開 会	内田副課長
2 あいさつ	田中会長
3 議 題 議題（１）	（１）第３期子ども・子育て支援事業計画策定について （議長） 議題（１）第３期子ども・子育て支援事業計画策定のこどもの意見聴取集計結果について、事務局より説明をお願いする。 ・こどもの意見聴取集計結果 （委託事業者） 「嵐山町こども・若者の意見聴取報告書【速報版】」に基づいて説明を行う。 ・報告書は、この会議に報告するため速報版としてまとめたものである。 ・調査対象、調査方法、回収率等の概要については以下のとおりである。 ・「就学前児童」は、嵐山幼稚園に通う年長児を対象に、先生方の協力を得て意見を聴取した。 ・「小学２年生」は、町立小学校に通う小学２年生107人を対象に、学校を通じて依頼を行い、オンライン回答で、59人・55.1%の協力を得られた。 ・「小学４年生・６年生」は、町立小学校に通う小学４年生（130人）と６年生（107人）の計237人を対象に、学校を通じて依頼を行い、オンライン回答で、138人・58.2%の協力を得られた。 ・「中学生」は、町立中学校に通う全学年352人を対象に、学校を通じて依頼を行い、オンライン回答で、190人・54.0%の協力を得られた。 ・「16歳以上」は、高校生相当から25歳程度までの年齢を対象に、住民基本台帳より1,000人を無作為に抽出し、郵送にて依頼状を発送し、オンライン回答で、257人・25.7%の協力を得られた。 ・「就学前児童」の調査は、８つのまちの中から２つ選んでもらった結果、「あそびばがあるまち」と「こまっているひとをたすけあうまち」が多かった。 特徴的な事として、「あそびばがあるたのしいまち」では“大きくなったらこどもに作ってあげる”という意見があったり、「こまっているひとをたすけあうまち」では“SDGsに取り組んで困っている人を助ける”という意見があげられるなど、大人が驚く意見を聞いた。 ・そのほかの対象者への調査結果は、共通する設問ごとにまとめて記載している。嵐山町で紹介したい場所としては、小学２年生では「川」「図書館」「バーベキュー場」という表現だが、小学４・６年生になると、「嵐山溪谷」「ラベンダー園」「オオムラサキの森」、中学生以上になると、「嵐山溪谷」「桜並木」「ラベンダー園」など、具体的な名称が上位にあ

がっている。

- ・嵐山町の中で「危ない」と感じる時（所）は、道路施設や生活空間の暗闇のことが多くあげられており、庁内でも情報共有を進めたい。
- ・幸福度について、「とても幸せ」は年齢が上がるにつれ下がる傾向が見られた。「幸せ」を合わせると、中学生までは80%と高く、16歳以上になると70%である。
- ・今、悩んでいることについては、中学生では「受験・進路」と「学校の勉強・宿題」が3割台と高く、16歳以上では「就職に関すること」と「仕事に関すること」が高くなり、年齢相応の悩みとなっている。
- ・自分たちの意見を大人に聞いてもらえていると感じているかについては、小学4・6年生で「とても感じている」と「感じている」を合わせて80%となっているが、それから年齢が上がるほど割合が下がる。
- ・自分たちの意見を大人に聞いてもらうにはどうしたらいいと思うかについては、「積極的に意見を発信する」「最初から諦めない」等の前向きな声が上がっている。
- ・町役場に伝えたいこと、お願いしたいことでは、中学生では、「バスケットコートを作ってほしい」等の身体を動かす場所がほしいという意見が目立った。

16歳以上になると、「路線バスを開通してほしい」「駅前にコンビニを作ってほしい」等の意見に加えて、「自習室」「自習スペース」などの学習できる環境がほしいという意見、「子どものためにやってあげられることを考えてほしい」といった意見があげられている。

(議長)

「こどもの意見聴取集計結果」について、質問・ご意見を願います。

～ 意見なし ～

(事務局)

こどもの意見聴取結果については、この後で説明する素案の29ページ以降にまとめたものを掲載する予定でいる。

- ・こども計画（素案）について

(事務局)

まず、事前に資料を委員の皆様配布した際に、ご意見をいただきたい旨を申し上げたところ、事前質問があったのでお知らせする。

- ・「計画は財政的な裏付けがなければならないが、見通しは立っているのか」という質問をいただいている。

今回の計画は「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」の2計画に「子どもの貧困対策計画」「こども・若者計画」を加えた4つの計画を包含した形で策定しているものである。本日の机上に配布したA3判の資料でも示しているが、既にある計画の事業の位置づけを変え

て盛り込んでいることから、基本的には財政的な裏付けがあるものを掲載している。また、事業の啓発については、町が独自で財源を持つて行うというよりも、都道府県からの啓発費を含めて行うものでもあるので、大方財源は確保されている。

(事務局)

ここからは、子ども計画（素案）について説明を行う。

- ・「第1章 計画の概要」、「1 計画策定の趣旨」については、令和5年に国の方から「こども大綱」が示され、今回の計画は「こども大綱」に沿って策定していることを説明している。
- ・「2 計画策定の背景」については、2～4ページで、国と県の法律や制度の動きを記載し、5ページからは「こども基本法」の成立から「こども大綱」の策定と内容の記載、子ども・子育て支援法の改正についての説明を記載している。図表の字が細かいところもあるが、ダイジェスト的に国の資料を載せることで、その時点での国の考え方がわかるようにしている。
- ・「3 計画の位置づけ」では、国のこども基本法、こども大綱、県のこども計画を勘案し、嵐山町こども計画として位置づけている。また、計画の対象としては、こども基本法には具体的な年齢が示されていないが、目安として、こどもは0歳からおおむね18歳、若者はおおむね13歳から30歳までを想定している。
- ・「4 他の計画との調和等」については、町の基幹計画である「嵐山町総合振興計画」の下に地域福祉計画があり、その中に「障害者計画」「高齢者福祉計画」と横並びで「こども計画」を位置づけている。
- ・「5 計画の期間」としては、令和7年度から令和11年度までの5か年としている。
- ・「第2章 こどもと家庭、若者をとりまく現状」、「1 統計からみた本町の現状」については、出生数が昨年までおおむね右肩下がりとなっており、未婚率、女性の就業率、人口推計等について記載している。
- ・「2 子育て支援サービスなどの現状」については、保育所（園）などの状況、子育て支援サービスの状況、幼稚園の状況、小・中学校の状況、児童虐待などの現状について記載している。
- ・「3 ニーズ調査結果からわかる現状」については、7月の会議で報告させていただいた未就学児の保護者を対象とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果を記載しており、続いて先ほど報告した「子ども・若者の意見聴取」の結果に続く流れとなっている。

(議長)

第2章までの説明で、質問とご意見をお願いします。

～ 意見なし ～

(議長)

それでは、「第3章 計画の基本的な考え方」からの説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料では、「1 計画の基本理念」について「子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町」と現行計画の基本理念を踏襲するような記載をしている。新たな「こども計画」でも、この理念を継承していくべきかどうかを委員の皆様に諮りたい。

(議長)

現行の基本理念を継承するかどうかについて、ご意見を願います。

～ 意見なし ～

(議長)

それでは、現行の基本理念を継承することとする。

(事務局)

- ・「2 計画の基本目標」で、基本目標を4つ定めている。
基本目標1は、「ライフステージに応じた支援」として、「こども大綱」と合致したそれぞれのライフステージの特徴を捉え、それに沿った形で支援をするという考え方で設定している。
基本目標2は、「子育て支援者への支援」として、施策の方向性を3つ記載している。
基本目標3は、「特に支援を要するこども・若者やその家族への支援」として、「子どもの貧困対策計画」と「子ども・若者計画」に沿った支援を考えている。
基本目標4は、「幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実」を設定している。
- ・「3 施策の体系」は、第4章に向け、4つの基本目標のそれぞれの施策の方向性を一覧に整理した形で記載している。

(議長)

第3章の基本理念、基本目標等について、ご意見を願います。

～ 意見なし ～

(事務局)

- ・第4章は、具体的な事業名を載せているが、現行の第2期の事業計画にある事業を、単純にライフステージごとに振り分けて素案として示させていただいている。
- ・第2期の計画にある事業の実施状況や今後については、各課にヒアリングを行っており、並行して加筆・修正・追加をしているところである。本日は、その中で大幅な変更があった事業についてのみ説明をさせていただき、皆様のご意見をいただきたい。
- ・「基本目標1 ライフステージに応じた支援」の「(1) 妊娠・出産～乳幼児期の支援」についてである。37ページの「乳幼児相談・育児学級等」

の赤ちゃん教室は、現在実施していないため該当部分は削除となる。40ページの「母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等」の子宮頸がん検査、41ページの「予防接種」の日本脳炎特例接種も削除となる。44ページの「妊産婦の喫煙・飲酒防止対策」の事業内容については、現状に沿わないということで担当課にて調整中である。

- ・「（２）乳幼児期～学童期の支援」では、47ページの「幼稚園や保育所と小学校との連携」について、対小学校との連携であるため、事業内容の冒頭にある、「幼稚園の教育と保育所の保育が連携」ではじまる記載を削除するとともに、担当課を教育総務課だけでなく福祉課も加える。同じページの「喫煙対策」は、教育総務課の直近の実績が内容と違うため、差し替えを検討中である。
- ・「（３）学童期～思春期の支援」では、51～52ページで「埼玉の食文化の伝承」が３つ並んでいる。これらについては、３つ目の農政課・教育総務課の部分に集約する予定である。
- ・「（４）思春期～青年期の支援」については、現時点で事業が薄い状態である。この世代への事業展開・アプローチは、嵐山町に限らず非常に少ない状況にある。ヒアリングを進めている中で、生涯学習課のふれあい講座等の事業を確認できたので、それらを記載する予定である。
- ・「（５）ライフステージ全般の支援」では、60ページの「交通安全教育の推進（警察による交通安全教室）」について、警察の協力はいただいているものの警察が実施しているものではないため、括弧内の文字を除外し、事業内容の前半部分も削除する。61ページの「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」は、事業内容の表現を、下の枠にある地域支援課の「子どもを犯罪から守るための活動の推進」と合わせて調整する。また、「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」の直近の実績にある、教育総務課の非行防止教室の実施を、小中学校全ての学年で実施と記載を変更する。
- ・「基本目標２ 子育て当事者への支援」の「（１）子育て支援のネットワークづくり」では、65ページの「子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言」の内容が、こども家庭センターができたことで内容が変わってきているので、記載を改めて検討している。
- ・「基本目標３ 特に支援を要するこども・若者やその家庭への支援」の「（１）貧困家庭のこども・若者への支援【子どもの貧困対策計画】」については、例えば、奨学金制度など幾つかの事業が該当すると考えている。施策の方向性のタイトルとして、【子どもの貧困対策計画】は法的なもので仕方ないとしても、貧困家庭という表記が適正なのか検討中である。

（事務局）

- ・ここで補足するが、「貧困家庭のこども・若者への支援」については、総務省の政府広報オンラインでは、子どもの貧困という言葉を使って事業が紹介されている。一方、文科省ホームページによると、経済的に困難な学生・生徒が活用可能な支援策という表現となっている。そのため、経済的に困難なという表現を利用してもよさそうだと考えている。ただ、括弧内

の計画名については変えられないと思っている。

もう1点、埼玉県の方でも、11～12月に県こども計画の県民コメントが実施されていて、そちらでは「学習支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」の3つの支援についての記載がある。実は貧困関係の制度というのは町村部には実施している事業がなく、実質的には県である。生活困窮者自立支援法による町村の事業も、実施主体は都道府県で、協力していく事業という意味合いのため予算を持たない。「学習支援」ということでは、県の事業ではあるが、アスポート学習支援制度を記載していくことも可能だと考えている。「生活支援」についても、嵐山町を含めた4町村対象のアスポート相談支援センターが小川町にあり、「就労支援」についてもアスポートの就労支援があるので、記載できると考えている。

総務省では手当もあるので、そういった事業をミックスした形で、具体的に載せる方向で検討していきたい。

(事務局)

・続いて「(5) ヤングケアラーへの支援」については、現状では事業が入っていない。町としては、そういった状況におかれている子どもたち自身が、ヤングケアラーであると気づけるような施策・支援が重要だと考えている。現在、武蔵嵐山駅を出たところに電光掲示板があり、そこでヤングケアラーへの相談・啓発などを掲示している。また、学校においても、リーフレットの設置とかヤングケアラーの研修会を開催しているので、そういった、啓蒙・啓発活動を事業として掲載しようと考えている。

(議長)

第4章の「施策の展開」について、ご意見を願います。

1つ確認だが、60ページの「交通安全教育の推進（警察による交通安全教室）」について、警察の交通安全教室は実施していないということだったが、具体的にはどういうことか。

(事務局)

教育委員会によると、実施はしているが、その場に警察官が立ち会っていないとのことである。

(議長)

私の幼稚園では、毎年、県警と地元警察署の職員が合わせて5人くらい来て教室をやっている。学校も年に一度は必ず警察に来てもらい、防犯・交通安全教室をやっているイメージを持っていたが、違うということか。

(事務局)

ヒアリングの時は指導主事の先生も同席しており、アドバイスは受けているが、実際には来ていないとのことであった。もう一度確認する。

(議長)

警察との連携であり、保育園でもそういう取組を実際に行っている、や

はり、こども計画には入れてもらいたい。あと、民間企業との連携でやっていることもあると思う。

それと、ヤングケアラーの件だが、学校の実態把握があつて、ヤングケアラーをどのように支えていこうとしているのか、学校での取組を載せていただきたい。実際にヤングケアラーが居るといういうことを、人権教育として取り組まなければいけない。兄弟の上の子がやっていることを、下の幼稚園児や保育園児が見ているということもあつたりする。そういった部分をどうケアしていくかということもあるので、取組を入れていただきたい。

(事務局)

県の計画では、「ヤングケアラーへの支援」として、“・” 2つ分しか記載されていない。概略は、ヤングケアラーと18～30歳ぐらいまでの若者ケアラーに触れつつ、福祉分野と教育分野の連携構築や、専門職、民間支援団体等への研修等を行い、ヤングケアラー支援体制の構築を支援するということである。

町として、実際に改まって何ができるかという、例えば、民生委員・児童委員などが学校と連携したり、地域の訪問活動を通じて、ヤングケアラーがいると考えられる家を把握することだと思う。

また、関係課のヒアリングでは、学校で昨年講演会をやったという話も聞いている。県の方では、小学生から高校生までを対象にしていると思うが、ヤングケアラーの漫画的な読本を作成していて、各市町村に必要な冊数を申請してという形で募っている。町の方では、その読本を毎年年初めの2月ぐらいまでに、中学校2年生あたりに配布しているようである。こういった内容なのかを、先日の関係課のヒアリングでは踏み込み切れていなかったもので、このあとも詳しく探っていきたいと思っている。

ヤングケアラーへの支援に関しては、方向的に何々しますという計画ができないので、まとめた形での普及啓発というような表現になっていくと考えられる。その1つとして、先ほど申し上げた駅のデジタルサイネージがあり、そこではLINE相談などを載せているので、ずっと継続してやっていく必要がある。

また、関係機関と連携というところでは、例えば、民生・児童委員さん等の団体と勉強していくといった表現なども考えていきたい。

(田畑委員)

64 ページの「つどいの広場事業」というのがある。私は社協に勤めていて、社協でも「嵐丸ひろば」を展開しているが、このところに入れることはできないのか。

(事務局)

「嵐丸ひろば」については、第5章の事業に位置づけているので、ここでは載せていない。64 ページはあくまでも「つどいの広場事業」ということで少し意味合いが違っている。「嵐丸ひろば」は、地域子育て支援拠点という施設の位置づけである。

(秋葉委員)

56 ページの「メディア・リテラシーの育成」で、直近の実績として、ネットトラブル等を取りあげ、メディア・リテラシーを育成することができたと

書いてある。61 ページの「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」の事業内容の中にも、ネットとかSNSの被害から守るような何か具体的なものがあればいいと思う。

(議長)

教育委員会との検討をお願いします。

(事務局)

再掲という形で載せてもいいと思う。カテゴリーとしては「メディア・リテラシーの育成」だが、包括的には犯罪被害から守るというところにもつながるという意味合いでの意見と理解した。

第4章についての補足で全般的な話となるが、事業がなくなっているものや、表現が不適切なところなどを細かく修正している。最終的には、今日いただいた皆さんからの意見も含め、計画の文言、内容の修正を図る。

(議長)

各課、それぞれで今検討しているということで、よろしくお願いします。

それともう一つ、「貧困」という言葉を使いたくないという配慮であるが、この点については、やはり国の方からその言葉が出されてしまっているので、使わないわけにはいかないが、嵐山町としては違う言葉に変えていきたいという方向で良いか。

～ 異議なし ～

(議長)

それでは、「第5章 子ども・子育て支援事業計画」の説明をお願いします。

(事務局)

- ・第5章については、子ども・子育て支援事業計画ということで、主に未就学児の施策ということになっている。これは、子ども・子育て支援法の中で定められた事業を、それぞれの自治体に示された流れになっているので、それについての説明となる。
- ・77 ページに、子ども・子育て支援事業計画の事業の全体像がある。上の方に4つの四角があり、一番左の「子どものための教育・保育給付」が幼稚園・保育園の施策である。
- ・左から2番目の「子育てのための施設等利用給付」は、預かり保育、認可外保育、施設型給付を受けない私立幼稚園に通ってるお子さんの無償化支援、幼稚園時間が終わった後の幼稚園の中での預かり保育事業に対する無償化支援などが該当する。
- ・右から2番目の「地域こども・子育て支援事業」は、76 ページの一番下の枠のとおり国に定められた事業であり、町でも大多数実施している。
- ・一番右側の「仕事・子育て両立支援事業」は、企業指導型保育事業ということで、花見台工業団地にアサヒキッズランドという施設があり、町で認可をしたり、指導監査をしたりというところで関わっている。
- ・内容について簡略化して説明するが、78～80 ページが幼稚園・保育園であり、1号認定が幼稚園、2号・3号認定が保育園基準となっている。見込み量については2月に行ったニーズ調査と、近年の保育所、幼稚園の利用

実績に基づいて国が定められた計算方式で算出している。町内には認可幼稚園が1園、認可保育所が4園、事業所内保育所が1園、認可外保育所はなしという状況であり、それをもとに令和11年までの見込み量を示している。

- ・ 81 ページからは、地域子ども・子育て支援事業の推進ということで、嵐山町で実施している事業の内容を記載している。
 - ・ ①利用者支援事業は、今年度からこども家庭センターとして、町健康増進センターの方に設置しており、子育て世帯の保護者、子ども等の相談を受けたり、フォローしている。
 - ・ ③放課後児童健全育成事業は、学童保育のことであり、嵐山町には4か所ある。今、学校の統廃合が検討されており、学童保育の方もそれに向けて再編を検討しているところである。統廃合の内容をこの計画に盛り込んでおかないと、新しい学童を作る際に国の補助金が受けられないので、今後学校の統廃合に伴って学童保育の再編も実施するという文言を記載する予定である。
 - ・ ④子育て世帯の訪問支援事業は、現計画にはないが今は実施している事業である。町では、育児支援ヘルパーということで事業をしている。小学校6年生までを養育している家庭で、母親が病気などの理由で家事ができない家庭へヘルパーを派遣する制度である。町内の事業所2か所と委託契約を結び、ヘルパーを派遣している。
 - ・ ⑤児童育成支援拠点事業は、菅谷小学校の敷地内にある、子ども家庭支援センター「b & g らんざん」という施設で実施している。養育環境等に関する課題を抱える児童を預かって生活習慣の定着とか、学習支援などをしており、今現在で15人ぐらいの登録があり、多い時で1日10人ぐらいの利用がある。中学生が主であるが、不登校で学校に通えないという子が、第3の場所という形で日中過ごしております。
 - ・ ⑥親子関係形成支援事業は、町ではまだ実施していないが、今後は実施に向けて調査研究していこうと考えている。これはペアレントトレーニングみたいな感じの事業になると思っている。
 - ・ ⑦妊婦等包括相談支援事業は、妊娠期から保健師の方が関わって妊娠出産までの伴走型支援ということで、お母さんに寄り添った支援をしている。
 - ・ ⑧乳児等通園支援事業は、こども誰でも通園制度ということで、令和8年度から本格実施になる。町でも、町内の保育所といろいろ相談させていただき、何らかの形で進めるべく検討をしている。
 - ・ ⑨産後ケア事業は、今年度から新たに実施している事業で、健康いきいき課が所管となって、今年度の途中から開始している。
- ・ 「嵐丸ひろば」については、84 ページの⑦地域子育て支援拠点事業が該当する。ここ数年の実績をもとに、令和11年度までの見込み量を算出している。ただ、「嵐丸ひろば」は、今年度から一時預かり保育をやっていたという。今までは広場ということで週5日開いていたが、そのうちの2日間は預かり保育も並行してやっていくことになった。預かり保育をやっているときに並行して「嵐丸ひろば」の子を見るのは厳しいということで、その間については相談業務のみとなり、これらのことを含めて量の見込みを考えている。

(事務局)

参考までに、76 ページの地域子ども・子育て支援事業の枠の下に、⑭から⑲まで6つの事業がある。これらの事業が、こども家庭センターが設置されることによって、各市町村で吸収すべき事業として示されている。

そのうち、⑮の児童育成支援拠点事業については、同じような名前が続いて紛らわしくなるが、元々は子ども家庭総合支援拠点事業という名称で事業をしていた菅谷小にある子ども家庭支援センター「b & g らんざん」が、令和6年度以降は児童育成支援拠点事業の中に取り込まれたというイメージとなる。

(議長)

第5章 子ども・子育て支援事業計画について、ご意見を願います。

～ 意見なし ～

(議長)

第6章 計画の推進体制と進捗管理の説明をお願いします。

(事務局)

- ・90 ページの「第6章 計画の推進体制と進捗管理」ということで、推進体制の確保を記載している。
- ・92 ページでは、「3 計画の点検・評価などの進捗管理」ということで、PDCAサイクルを記載している。
- ・93 ページは、新たに国の方から、「こども・子育て支援事業債」というものが創設されたことを掲載している。これについては、まだ細かなものが計上されていないため、事業の活用については国の動向を見ながら検討していくということとしている。
- ・94 ページは、資料編ということで、計画策定の経緯を記載しており、95 ページで条例を記載している。
- ・最後に97 ページに本会議の委員名簿を記載している。

(議長)

「第6章 計画の推進体制と進捗管理」についてのご意見を願います。

(事務局)

評価については、現行計画でも、子ども・子育て会議の委員の皆様に評価委員として毎年評価をしていただいている。今後のこども計画においても、毎年の評価については、この会議で委員の皆様に評価していただきたいと考えている。

(議長)

第6章 計画の推進体制と進捗管理については、それで良いか。

～ 異議なし ～

(議長)

それでは全体を通じて、ご意見があればお願いします。

(秋葉委員)

こども食堂の話をよく聞くが、ここでの連携はあるのか。例えば先ほどの貧困という言葉を使うかどうかということもある。

(事務局)

こども食堂については、町で把握しているのは嵐山食堂の1か所のみである。実は、国や県でも、子どもの第3の居場所として結構取り上げてきている。嵐山町では、そのネットワークづくりとか、連携体制ができていない。63ページの「子育て支援ネットワークづくり」の中に具体的なところは入っていないが、こども食堂であったり、それぞれの地域でそういった活動をしているところを、町で掘り起こしてネットワークづくりをしていきたいと考えている。

(議長)

埼玉県内のどこにこども食堂があるという情報があつて、それには嵐山町の食堂はまだ入っていないみたいなので、そういった取組をお願いします。

(事務局)

こども食堂という言葉が出始めた頃は、その名のとおり、お腹を空かした子どもがそこに行ってお腹を満たすというものだったが、最近は、貧困などの関係だけでなく、地域のこどもや高齢者など、その地域の住民が集う場所としての意味合いが強くなってきている。町内でも地域の行政区ごとの活動の中で、地域の子どもは地域が守り育てるという意識を持つてるところもある。そういったところを点と点をつなげていければと考えているが、現状では具体的に何かを示してない。こども食堂は1つの方法だと思っており、隣接では、滑川町でもNPOがネットワークを作っている。どうしても、貧困のこどもがいるとか、そういうひとり歩きをしてしまうようなところがあるが、時間をかけて醸成していきたいというイメージはある。

議題(2)

(議長)

アンケート調査も盛り込まれ、子ども大人も未来志向になれるまちという確認ができた。今日のご意見を活かして、次回も取り組んでいただきたいと思います。

それでは、議題(2)その他について、事務局からお願いします。

(事務局)

7月の第1回の会議の際に、この計画の策定スケジュール案を示させていただいてる。11月から12月は計画案の作成時期であり、12月に本日の第2回の子ども・子育て会議を開催させていただいた。

その後は、検討結果の報告、並びにパブリックコメントの実施となっている。パブリックコメントについては、年明け1月の中旬以降を考えているが、今日の冒頭で申し上げた通り、素案というより素々案的な、まだ虫食い状態の案であるので、可能な限り年内中に表記等ができたものを、改めて委員の皆様にご覧いただきたくと考えている。ただ、1つの課ではできないところもあり、間に合わないところが出てきてしまうとずれ込んで

	しまうこともある。場合によっては、パブリックコメントと同時に、委員の皆様へ提示させていただき、ご意見としてはパブリックコメントではなく、策定委員会の委員としての意見としていただくということも考えている。 いずれにしても、この後に文言を整理したものにお目通しをいただき、追加修正等のご意見を各委員の皆様から頂戴したいと考えているので、よろしくお願いします。 (事務局) 本日の会議録の署名について、田畑委員と忍田委員に会議録の署名をお願いします。
4 閉 会	(事務局)
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。 令和 6 年 12 月 26 日 署名委員 <u>田 畑 拓 天</u> 令和 7 年 1 月 5 日 署名委員 <u>忍 田 亜 由 美</u>	

